

沖縄県中小企業団体中央会 行動計画

職員の仕事と生活の調和を図り、それぞれの能力が十分に発揮できる働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年11月1日 ～ 令和12年10月31日までの5年間

2 内 容

目標1：職員一人当たりの年次有給休暇取得率を50%以上とする。

<対策>

令和7年11月～ 年次有給休暇付与時に、年5日以上取得計画を提出させる。

目標2：計画期間中の職員の育児休業（産後パパ育休含む）取得率を60%以上とする。

<対策>

令和7年11月～ 育児休業制度（育児休業給付金制度含む）の定期的な周知を行う。
休業取得希望の把握と、取得にあたっての不安などを解決するための面談の実施。